長期優良住宅等認定に係る手数料（新築）

平成27年４月１日

|  |  |
| --- | --- |
| 事務の区分 | 金額 |
| ア　認定基準適合証及び住宅性能評価書の添付がない計画の認定又は変更認定 | イ　認定基準適合証の添付がある計画の認定又は変更認定 | ウ　住宅性能評価書の添付がある計画の認定又は変更認定 |
| 一戸建ての住宅 | １件につき49,000円 | １件につき11,000円 | １件につき19,000円 |
| 一戸建て以外の住宅 | 床面積が500平方メートル以下のもの | １件につき99,000円 | １件につき23,000円 | １件につき40,000円 |
| 床面積が500平方メートル超1,000平方メートル以下のもの | １件につき159,000円 | １件につき37,000円 | １件につき64,000円 |
| 床面積が1,000平方メートル超3,000平方メートル以下のもの | １件につき314,000円 | １件につき63,000円 | １件につき118,000円 |
| 床面積が3,000平方メートル超5,000平方メートル以下のもの | １件につき563,000円 | １件につき121,000円 | １件につき207,000円 |
| 床面積が5,000平方メートル超10,000平方メートル以下のもの | １件につき968,000円 | １件につき228,000円 | １件につき341,000円 |
| 床面積が10,000平方メートル超20,000平方メートル以下のもの | １件につき1,791,000円 | １件につき423,000円 | １件につき631,000円 |
| 床面積が20,000平方メートル超30,000平方メートル以下のもの | １件につき2,559,000円 | １件につき603,000円 | １件につき882,000円 |
| 床面積が30,000平方メートル超のもの | １件につき3,135,000円 | １件につき718,000円 | １件につき1,067,000円 |
| エ　ア、イ又はウの申請に併せて建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係の規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があったもの | ア、イ又はウに定める額に、鳥取県建築基準法施行条例で定める金額に相当する額を加算した額 |
| オ　住宅の譲受人を決定した場合における計画の変更の認定 | １件につき3,000円 |
| カ　計画の認定を受けた地位の承継の承認 | １件につき3,000円 |